

無料

2022年度人事・労務の時流に乗る！

# 社労士が教える！人事労務管理セミナー

度重なる法改正で、人事労務管理は今大きな変革期を迎えています。  
人事のプロ社会保険労務士が、企業が実施すべき労務管理の術をお伝えします。

今回のテーマ

## 派遣会社の人事労務管理 お役立ちセミナー

～派遣労働者の労務管理ブラッシュアップ～

正社員 非正規社員



内容

- 労働者派遣に関する最近の法改正について
- 派遣労働者の効果的かつ効率的なキャリア教育と人事評価
- 派遣労働者の同一労働同一賃金の実施状況とポイント
- 派遣会社のお客様からよくあるご質問

日時

11/10 (木) 15時30分～17時(15時受付)

講師

社会保険労務士法人ロイヤル総合研究所  
代表 森崎和敏

社会保険労務士、行政書士、中小企業診断士の資格を  
保有し、上場企業から中堅中小企業まで幅広くコンサル  
ティングを展開。



会場

セキスイハイムビルディング5階  
ロイヤル総合研究所 セミナールーム  
(JR静岡駅南口 徒歩5分)

定員

先着順 24名限定

※感染症対策で人数を制限しております。  
満席となった場合、ご了承ください。

料金

無料

セミナー後、ご希望の方に個別相談会も実施！

お申込みは裏面



## 労働者派遣に関する法改正情報

### ●労使協定方式「同種の業務に従事する一般労働者の賃金水準」の公表

- ・労使協定方式による派遣労働者賃金の決定基準となる、派遣労働者が従事する業務と「同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額」（一般賃金水準）の令和5年適用分が公表されました。
- ・令和5年度に向けて労使協定の基準値（別表）の見直しの用意、派遣労働者の賃金が基準値以上であることの確認（派遣料金の交渉）を行ってください。

### ●有期契約派遣社員の育児休業取得要件の変更

- ・育児介護休業法の改正により、有期契約労働者の育児休業取得要件が以下のように緩和されます。
  - ①通常の育児休業：1歳6か月までの間に契約が満了することが明らかでない者
  - ②出生時育児休業：子の出生の日から起算して8週間を経過する日の翌日から6月を経過する日までに契約が満了することが明らかでない者
- ・10月から適用された「出生時育児休業」と通常の「育児休業」と育児休業の取得要件が異なるため、対象者をご確認ください。

★ロイヤル総研では、最新の法改正情報や参考になる時事情報を顧問契約を頂いた皆様に毎月お伝えいたします！

## 事務所概要



業種	社会保険労務士法人・行政書士事務所
所在地	静岡市駿河区稲川2-2-1セズイ Heimビルディング 6F
代表者	森崎和敏(社会保険労務士・行政書士・中小企業診断士)
職員	19名
創業	2009年11月(創業13年目)
URL	<a href="http://royalri.jp/">http://royalri.jp/</a>

お申し込みは下記へ

【FAX】050-3730-1283 【WEB申し込み】QRコードより➡  
【お申込みURL】 <https://forms.office.com/r/4BZEwDqVtJ>



参加者お名前	部署			
	Eメール	@		
参加者お名前	部署			
	Eメール	@		
企業名				
住所	〒 -			
TEL	-	-	FAX	- -